

上野しんきん館を活用した長野市産ヘーゼルナッツPR事業者公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市が使用貸借を予定している「上野しんきん館」において、長野市が特産化を目指している長野市産ヘーゼルナッツの認知拡大及び販路拡大並びに長野市産ヘーゼルナッツを使った商品の市場ニーズの把握、消費拡大及び付加価値向上を目的として、同館に出店し、販売・PR等を実施する事業者を募集することについて、必要な事項を定めるものとする。

なお、事業者は、令和9年4月から6月まで開催される善光寺御開帳という全国的に認知度の高い機会を最大限活用し、来訪意欲の喚起と滞在中の消費拡大を図る長野市などの取組に協力するものとします。

(募集内容)

第2 募集の内容は、次のとおりとする。

対象事業者	長野市産ヘーゼルナッツを使った商品を製造・販売する法人又は個人事業主
出店期間	令和9年1月1日から同年3月31日まで（準備・撤去含む。）
出店場所	上野しんきん館（東京都台東区上野4丁目8-13） ※1階（28.80㎡）及び2階（32.06㎡）が使用可能 平面図は別紙のとおり。
出店内容	長野市産ヘーゼルナッツのPR。ヘーゼルナッツを使用した加工食品、スイーツ、菓子類、関連商品の販売
その他	長野市、ながの観光コンベンションビューロー、長野市農業団体協議会などが実施する、令和9年開催の善光寺御開帳を契機とした来訪意欲の喚起と滞在中の消費拡大を図るための取組、長野市の果樹や粉もののPR、就農相談会などの取組にご協力をお願いしたい。

(出店条件)

第3 出店の条件は、次のとおりとする。

賃料	無料
光熱水費	出店者負担
装飾費	出店者負担※
原状回復費	出店者負担※
商品運搬費	出店者負担
販売員	出店者による手配
什器・備品	出店者による手配
電源	100V・200V使用可能

営 業 日	出店者が決定
販売手数料	無料（売上は出店者の収入）
報 告 書	出店期間終了後、出店期間中の販売、来店者などの状況について報告書としてまとめること。

※2階部分の装飾は、長野市農業団体協議会等が中心となつて行う想定であるが、1階も含め調和のとれた装飾となるよう協議する。

なお、長野市農業団体協議会等が中心となつて行う装飾について、これに係る費用は、長野市農業団体協議会等で負担する。

（実施スケジュール）

第4 本公募の実施スケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月11日（月） |
| (2) 質疑の受付 | 令和8年5月11日（月）～同月20日（水） |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和8年5月11日（月）～同月20日（水） |
| (4) 参加申込書等の受付 | 令和8年5月15日（金）～同月29日（金） |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和8年6月3日（水）午前9時半～11時半
場所：長野市役所第二庁舎10階 会議室 201 |
| (6) 選定結果通知 | 令和8年6月中旬までに通知 |
| (7) 契約締結 | 令和8年6月下旬を予定 |

（資格要件）

第5 応募資格として、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 長野市役所で行うプレゼンテーション等に参加できる者であること。
- (4) ヘーゼルナッツ関連商品の製造・販売実績があること。
- (5) 販売・PR活動を責任もって行えること。
- (6) 安全衛生・食品衛生法等関連法規を遵守できること。
- (7) 光熱水費、装飾費用等を自己負担できること。

（応募方法）

第6 応募方法は、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 出店申込書（別紙様式）

- イ 事業者概要（会社概要や事業内容が分かるもの。任意様式）
- ウ 販売商品一覧、販売計画、販売体制及びPR計画（任意様式）
- エ 催事等への出店実績（任意様式）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、送達が証明できる書留等によるものとし、提出期間内に「第10 事務局」に到達したものを有効とする。

(3) 提出期間

令和8年5月15日（金）から同月29日（金）まで（土日を除く。）

※受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

(5) 提出場所

「第10 事務局」と同じ。

（質疑及び回答）

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。説明会を開催しないことから、疑問点等はこれをもって問い合わせること。

(1) 受付方法

本公募に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付し「第10 事務局」宛に送信した上、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和8年5月11日（月）から同月20日（水）まで

(3) 回答方法

回答は、質問書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで行うものとする。

(4) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（選定方法）

第8 選定方法は、次のとおりとする。

(1) 書類審査及びプレゼンテーション

提出された書類の審査及び令和8年6月3日（水）に長野市役所で実施するプレゼンテーションの内容により総合的に決定する。

※実施時間は応募者に個別に連絡する（プレゼン15分、質疑15分予定）。

(2) 主な評価項目

- ア ヘーゼルナッツ商品の独自性・魅力
- イ 販売・PR計画の具体性
- ウ 過去の販売実績や事業運営能力

(3) 選定結果

令和8年6月中旬までに通知する。

※選定された事業者は、契約書を締結の上、期間中運営を行うものとする。

(注意事項)

第9 注意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 出店中の事故・損害は出店者責任とすること。
- (2) 衛生管理・消防法規を遵守すること。
- (3) 公序良俗に反する場合は契約解除の可能性がある。
- (4) 提出書類の作成等、本公募への参加に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(提出書類の取扱い)

第10 本公募の実施に当たり、応募者が提出する書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本公募に関する手続き以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、応募者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本公募の実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(事務局)

第11 本公募に係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市農林部農業政策課内（長野市役所第二庁舎8階）

長野市農業団体協議会事務局

担当者：伊藤、本藤

電話：026-224-5098（直通）

FAX：026-224-5113

E-mail：nosei@city.nagano.lg.jp

※連絡は、原則として電子メールを利用し、件名に「上野しんきん館事業」という文字を入れること。

(様式1)

上野しんきん館を活用した長野市産ヘーゼルナッツPR事業者公募
質問書

令和 年 月 日

提出先 長野市農業団体協議会長

所在地

名称

代表者職氏名

上野しんきん館を活用した長野市産ヘーゼルナッツPR事業者公募について、次のとおり質問します。

質 問 事 項		
連 絡 先	所属	
	ふりがな 担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

※質問がない場合は、提出不要です。

(様式2)

上野しんきん館を活用した長野市産ヘーゼルナッツPR事業者公募
出店申込書

令和 年 月 日

提出先 長野市農業団体協議会長

所在地
名称
代表者職氏名

当法人（私）は、上野しんきん館を活用した長野市産ヘーゼルナッツPR事業者公募
の実施要領の条件により、プロポーザルへの参加を申し込みます。

連	所属	
	ふりがな 担当者氏名	
絡	電話	
	FAX	
先	電子メール	

(別表 1)

評価基準	審査の視点	配点				
		非常に優れている	優れている	標準的	標準よりやや劣る	評価に値しない
①理解度	出店する目的を理解しているか。	10点	7点	5点	3点	0点
② 独自性・魅力	長野市産ヘーゼルナッツの魅力が伝わるものであるか。	10点	7点	5点	3点	0点
	独自性のある商品があるか。	10点	7点	5点	3点	0点
	魅力的な商品があるか。	10点	7点	5点	3点	0点
	集客が期待できるか。	10点	7点	5点	3点	0点
	リピーター獲得につながるものか。	10点	7点	5点	3点	0点
③具体性	販売計画に具体性があるか。	10点	7点	5点	3点	0点
	PRの内容や方法に具体性があり、効果的なものであるか。	10点	7点	5点	3点	0点
	実施体制が無理のないものになっているか。	10点	7点	5点	3点	0点
④実績	これまで十分な実績を有しているか。	10点	7点	5点	3点	0点